

船舶検査心得の一部改正について

標記について、国土交通省海事局安全基準課長から国海安第41号の2(平成19年7月13日)で当協会宛に以下の連絡がありましたので、お知らせします。

国海安第 41 の 2
平成 19 年 7 月 13 日

(社)日本船舶電装協会
専務理事 小原 磯則 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 小型船舶安全規則(昭和 49 年 運輸省令 第 36 号)
- ・ 小型船舶の基準を定める告示(平成 14 年 国土交通省告示 第 517 号)

船舶検査心得の一部改正について

平成 19 年 7 月
海事局安全基準課

1. 背景

規制緩和推進 3 か年計画（再改定）（平成 12 年 3 月 31 日閣議決定）において、プレジャーボートの技術基準について「ISO においてプレジャーボート全般の規格が制定された後、国内技術基準の整合化を図る。」と定められている。

今般、ISO においてプレジャーボートの船体構造、復原性等に係る規格の大部分の制定作業が完了したところであり、また、EU ではプレジャーボートに対する強制要件として ISO 規格が順次取り入れられていることから、今後 ISO 規格の安全要件に適合する輸入艇の増加が予想される。

この状況を受け、平成 17 年度及び 18 年度の 2 年間、日本小型船舶検査機構（JCI）に「国内技術基準と ISO 規格との整合化に関する検討委員会」が設置され、小安則の技術基準とそれに対応する ISO 規格との比較検討・評価が行われた。当該委員会による検討結果を踏まえ、可能なものから従来の技術基準に代えて ISO 規格を適用できるよう、今般、船舶検査心得について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

JCI の委員会での比較検討結果を踏まえ、小安則の各条文の要件に対して適合すると認められる ISO 規格については、各条文の心得において国内技術基準に代えて適用できるように規定する。一方で、小安則の条文の規定と直接の比較は困難であるが、実質的に同等の効力を有すると総合的に判断した ISO 規格については、小安則第 3 条（同等効力）の規定に基づき同条文の心得に規定する。

なお、船体構造、復原性に係る ISO 規格の対象船舶は、プレジャーボートに適用が制限されているため、そのようなものについては規格の適用をプレジャーボートのみ限定している。一方、機関・電気設備の規格等、その適用がプレジャーボートに限定されていないものについては、小型船舶全般に適用可能としている。

また、既存の ISO 規格引用部分に制定年号を明記するなど、その他所要の改正を行う。

（JCI においても、検査事務規程細則につき同様の改正を行う予定。）

3. 施行日及び経過措置

通達発出の日から適用するが、現存船についてはなお従前の例によることができることとする。なお、規制強化となる規定（普通ガラスの使用禁止）については、平成 20 年 1 月 1 日以降に建造、又は建造に着手された船舶に対して適用する。

改 正	現 行
9-1 小型船舶安全規則	9-1 小型船舶安全規則
第 10 章 電気設備	第 10 章 電気設備
第 1 節 通則	第 1 節 通則
<p><u>(供給電圧)</u></p> <p>86.0 (a) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>() ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流 - 電気装置)」</p> <p>(注) この規格は、直流 50V 以下で作動する電気装置に対して適用される。</p> <p>() ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems-Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</p> <p>(注) この規格は、交流 250V 未満で作動する電気装置に対して適用される</p>	<p><u>(供給電圧)</u></p>
<p>(性能及び構造)</p> <p>88.1 (a) 「その使用目的に応じた十分な性能を有するもの」とは、それぞれ次に適合するものとする。なお、以下 88.1 において使用する用語の定義は、設備規程第 171 条に定めるところによる。</p> <p>(1) 発電機及び電動機 (略)</p> <p>(2) 変圧器 定格出力で負荷試験を行い、温度上昇が表 88.1<2>の値を超えないもの (略)</p> <p>(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、「その使用目的に応じた十分な性能を有するもの」と認めて差し支えない。</p> <p>() ISO 8849:2003 「Small craft-Electricaly operated direct-current bilge pumps (舟艇 - 電動ビルジポンプ)」</p> <p>() ISO 9097:1991 「Small craft; electric fans (舟艇 - 電動ファン)」</p>	<p>(性能及び構造)</p> <p>88.1 (a) 「その使用目的に応じた十分な性能を有するもの」とは、それぞれ次に適合するものとする。なお、以下 88.1 において使用する用語の定義は、設備規程第 171 条に定めるところによる。</p> <p>(1) 発電機及び電動機 (略)</p> <p>(2) 変圧器定格出力で負荷試験を行い、温度上昇が表 88.1<2>の値を超えないもの (略)</p>

改 正	現 行
<p>88.2 (a) (略)</p> <p>(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>() ISO 9097:1991 「Small craft ; electric fans (舟艇 - 電動ファン)」</p> <p>() ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</p> <p>88.3 (a) 次のいずれかの ISO 規格に適合する電気機械及び電気器具については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>() ISO 8849:2003 「Small craft-Electrically operated direct-current bilge pumps (舟艇 - 電動ビルジポンプ)」</p> <p>() ISO 9097:1991 「Small craft ; electric fans (舟艇 - 電動ファン)」</p> <p>() ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</p> <p>() ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</p>	<p>88.2 (a) (略)</p>
<p>88.4 (a) (略)</p> <p>(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合する電気機械及び電気器具については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</p> <p>() ISO 8846:1990 「Small craft-Electrical-devices -Protection against ignition of surrounding flammable gases (舟艇 - 電気装置 - 周囲の可燃性ガスへの引火防止)」</p> <p>() ISO 8849:2003 「Small craft-Electrically operated direct-current bilge pumps (舟艇 - 電動ビルジポンプ)」</p> <p>() ISO 9097:1991 「Small craft ; electric fans (舟艇 - 電動ファン)」</p> <p>() ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</p> <p>() ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</p>	<p>88.4 (a) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(注) (ii) ~ (v)に掲げる ISO 規格により爆発性ガスが侵入する可能性のある区画に設置されるものには、()の ISO 規格による防爆性が要求される。</p>	
<p>第 2 節 蓄電池</p>	<p>第 2 節 蓄電池</p>
<p>(蓄電池室及び蓄電池箱) 90.1 (a) (略) <u>(b) 次の ISO 規格に従って設置された蓄電池については、本項本文の要件に適合するものと認めて差し支えない。</u> <u>ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</u></p>	<p>(蓄電池室及び蓄電池箱) 90.1 (a) (略)</p>
<p>第 3 節 配電盤</p>	<p>第 3 節 配電盤</p>
<p>(材料及び構造) 92.2 (a) (略) <u>(b) 次のいずれかの ISO 規格に適合する配電盤については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</u> <u>() ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</u> <u>() ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u> 92.3 (a) (略) <u>(b) 次の ISO 規格に適合する配電盤については、本項の要件に適合するものと認めて差し支えない。</u> <u>ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u></p>	<p>(材料及び構造) 92.2 (a) (略) 92.3 (a) (略)</p>
<p>第 4 節 電路</p>	<p>第 4 節 電路</p>
<p>(電線) 94.0 (a) ~ (c) (略) <u>(d) 次のいずれかの ISO 規格に適合する電線については、本条ただし書の要件に適合するものと認めて差し支えない。</u> <u>() ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low-voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</u></p>	<p>(電線) 94.0 (a) ~ (c) (略)</p>

改 正	現 行
<p>() <u>ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u></p>	
<p>(中性線) 94-2.0 (a) 次の ISO 規格における中性線に対する措置については、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。 <u>ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u></p>	
<p>(電路の保護) 95.0 (a) 次のいずれかの ISO 規格に適合するものについては、本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。 () <u>ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low -voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</u> () <u>ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u></p>	
<p>(電路の接続及び固定) 96.0 (a) (略) (b) 次のいずれかの ISO 規格に適合する措置については本条の要件に適合するものと認めて差し支えない。 () <u>ISO 10133:2000 「Small craft-Electrical systems-Extra-low -voltage d.c. installations (舟艇 - 電気装置 - 低電圧直流電気装置)」</u> () <u>ISO 13297:2000 「Small craft-Electrical systems -Alternating current installations (舟艇 - 電気装置 - 交流電気設備)」</u></p>	<p>(電路の接続及び固定) 96.0 (a) (略)</p>
<p>心得附則(平成 19 年 7 月 13 日)</p>	
<p>(経過措置) (a) 平成 19 年 7 月 13 日前に建造され、又は建造された船舶については、改正後の 3.0(a)、24.6(b)及び 35.3(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	